

施策マネジメントシート(令和5年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 6 年 7 月 17 日

施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	18	住環境の充実
-----------	---	---------	-----	----	--------

施策統括部	都市建設部	関係課	安全安心課、企画課、環境衛生課、農政課、建設課、下水道課
施策主管課	都市計画課		

1 施策の目的と指標

対象	市民	意図	快適な住環境で暮らすことができる
----	----	----	------------------

成果指標			単位
A	よい住環境であると感じる市民の割合(市民アンケート)		%
B			
C			

2 指標等の推移

成果指標		30年度 現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること
A	%	91.8	成り行き値	91.6	91.5	91.4	91.3	○	楓の森小中学校の開校、大型商業施設「アンビー熊本」の開業、御代志駅周辺の開発、中九州横断道路の整備計画などにより、更に住環境整備が進むことへの期待及び閑静な住宅地の形成状況から、市民満足度が高止まりしていると考えられます。
			目標値	92.0	92.1	92.2	92.3		
			実績値	94.2	93.6	93.7	93.0		
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○:目標達成 △:目標をほぼ達成(−5%) ×:目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数			本数	29	29	29	27
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	921	7,161	17	31,646
		都道府県支出金	千円	2,368	2,311	2,472	2,358
		地方債	千円	0	0	15	14,200
		その他	千円	66,518	32,839	12,627	18,498
		繰入金	千円	44,349	22,198	1	900
		一般財源	千円	68,391	82,768	84,325	102,611
	事業費計（A）		千円	182,547	147,277	99,457	170,213
	（A）のうち指定経費		千円	4,026	4,352	2,555	2,351
	（A）のうち時間外、特殊勤務手当		千円	60	94	95	87
人件費	延べ業務時間		時間	10,970	13,361	12,258	11,133
	人件費計（B）		千円	43,254	52,241	46,653	40,546
トータルコスト(A)+(B)			千円	225,801	199,518	146,110	210,759

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	よい住環境であると感じる市民の割合は、平成30 年度の実績値では高い水準にある。公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情はなくならないと想定すると、成り行き値は微減すると考え、設定しました。目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に行い、市民との協働を進めることによって、よい住環境を維持できると考え、微増を目標に設定しました。
B	

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・美しいまちづくり条例に基づき美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ります。 ・快適な住環境をめざし、公園等の公共施設の計画的な整備や更新に努めます。 ・空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を推進します。
--

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割
・市民は、良い住環境になるよう意識して行動します。 ・市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。 ・市民は、所有する建物等の適正な管理保全を行います。 ・地域では、公共施設の維持管理等に積極的に協力します。
行政の役割(市がやるべきこと)
・市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための啓発、指導を行います。 ・市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。 ・市は、公害の防止のため、法令等に基づき適切な指導を行います。 ・市は、住環境を保全するため空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を行います。 ・市は、空き家予備軍となる可能性がある高齢者への勉強会等を行います。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。
- ・市営住宅の居住者は入居期間が長期化し、高齢化が進んでいます。
- ・市民一人当たりの公園面積は、国の目標値を僅かに上回っています。
- ・悪臭や焼却による煙等の問題は条例等で規制しています。
- ・空き家の管理不全による火災や犯罪の温床が危惧されます。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

(令和5年度(令和4年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・市内の公園に健康遊具を設置するなど、気軽に運動する機会を作ること。
- ・新たな宅地を含め、雨水排水対策を十分に行うこと。
- ・空き家を増やさないために、居住者支援協議会などの相談窓口を市民に周知すること。

(令和5年度(令和4年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・大規模公園の適切な樹木管理をすること。
- ・公園内に大人向けの健康器具の設置をすること。
- ・空き家の有効・利活用の周知強化をすること。
- ・気候変動に対応した雨水対策を行うこと。

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和5年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備に取り組み、適正な維持管理を行います。」については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、合生住宅の設計を行う中で、近年の建設資材及び労務単価の高騰により、建設費用が当初想定よりも高額となったため、改めて今後の方向性についての検討を令和6年度まで行います。

②「空き家対策として、空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会及び生活相談を実施し、未然防止や利活用に官民連携して取り組みます。」については、勉強会(終活セミナー)を6回、法律相談を7回実施しました。また、空家特措法が改正され、特定空家になるおそれがある空き家(管理不全空家)も新たに指導・勧告の対象となり住宅用地特例が解除されることになり、土地の固定資産税が最大6倍になる可能性があるため適正管理の依頼、及び空家バンクの取り組みについて市の広報紙やHP、固定資産税納税通知書にチラシを同封するなど周知を行いました。

③「都市型水害の軽減を図るため、黒石雨水幹線2号バイパス管渠築造工事を実施します。また今後の土地利用計画等に基づき、近年のゲリラ豪雨による被害の軽減対策を進めるとともに、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理に努める」については、黒石雨水幹線2号バイパス管渠築造工事を発注しました。また、気候変動の影響を踏まえた浸水対応策として「雨水管理総合計画」の策定に向け準備を進め、併せて各調整池の機能保全に係る維持管理、雨水排水量の調整ゲートの操作等を実施しました。

④「公園が安全・安心に利用できるよう、施設の点検・整備や樹木管理について、地域住民と連携し維持管理を適正に行います。」については、遊具の定期点検、施設修繕、樹木管理を適正に実施し、常に安全で身近な公園としての維持保全に努めました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和5年度施策の成果を向上させるために貢献した事務事業として、市営住宅整備事業、新環境工場等建設地周辺地域生活環境改善事業、環境美化活動事業があげられました。

②施策の課題(令和5年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。
- ・公園等の計画的な更新整備及び維持管理が必要です。
- ・豪雨災害防止のため計画的な雨水排水対策が必要です。
- ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。
- ・増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。

5 施策の令和5年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和6年7月23日)

- ・公園施設等の整備、維持管理にあたっては、市民の健康づくりの推進、生涯スポーツの推進、こどもまんなか社会を念頭においた整備にも取り組むこと。
- ・空き家・相続等に関する法律相談を実施し、空き家の未然防止を講じること。
- ・台風や豪雨に伴う災害リスクの軽減を図るため、雨水排水にかかる施設整備計画を策定し、市民が安心・安全に暮らせる住環境整備を進めること。

②総合政策審議会での指摘事項(令和6年8月2日、8月8日のまとめ)

- ・公営住宅の建て替えについて早急に再検討をすること。
- ・公園遊具の必要性について検討すること。
- ・ゲリラ豪雨に対応できるよう既存の施設(公園・空地)を利用した対策を検討すること。
- ・公園・道路の樹木を適正に管理すること。

③議会の行政評価における指摘事項(令和6年9月13日)

- ・近年の集中豪雨で、新たな調整池設置も含め雨水排水対策をしっかりとること。
- ・空き家対策・ゴミ屋敷対策をしっかりと行うこと。
- ・市内の公園の遊具・ベンチなどの充実、設備状況の確認をすること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和7年度合志市経営方針(令和6年10月1日)

- ①住宅マスタープランに基づき、公営住宅の建替え再検討、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、計画的な公営住宅の整備に取り組み、適正な維持管理を行います。
- ②空き家対策計画に基づき、空家・相続等の権利調査に関する法律相談の実施、また、居住者支援協議会が開催する終活セミナーにおいて空き家対策の啓発を行うなど、管理不全空家や特定空家の未然防止に官民連携して取り組みます。
- ③台風や豪雨に伴う災害リスクの軽減を図るため、雨水排水対策にかかる整備計画の策定に向け取り組みます。また、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理を適正に行います。
- ④公園が安心安全に利用できるよう、施設の点検・整備整備や樹木管理について、地域の住民と連携し維持管理を適正に行います。また、公園の遊具、ベンチなど整備状況を確認し、状況に応じ充実を図っていきます。
- ⑤ごみ屋敷と思われる事案への対策については、地域住民の生活環境を保護するため、ごみが廃棄物だと判断される場合には、近隣住民とともに原因者と対話を重ね、問題解決に努めます。